

サービス統計・企業統計部会の審議状況について（報告）

## 第 19 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 22 年 10 月 25 日 ( 月 ) 15:30 ~ 17:40
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 ・ 首藤部会長、廣松委員、西郷専門委員、菅専門委員、近藤専門委員、野辺地専門委員  
・ 審議協力者 ( 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府、日本銀行 )  
・ 調査実施者 ( 岩佐総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長、江刺平成 24 年経済センサス準備室長、佐々木平成 24 年経済センサス準備室統括統計官、今井経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室長 )  
・ 事務局 ( 杉山内閣府統計委員会担当室参事官、坂井総務省国際統計企画官ほか 3 名 )
- 4 議 題 経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について

### 5 概 要

- ( 1 ) 事務局から、諮問の概要等について説明が行われた後、調査実施者から平成 24 年経済センサス-活動調査 ( 以下「本調査」という。 ) の実施計画の内容について説明が行われ、その後、各論点について審議が行われた。
- ( 2 ) 実施計画のうち、基本計画との関係については、実施計画の内容は適当であるとされた。ただし、基本計画で指摘されている本調査の実施時期の変更については、国民経済計算の精度維持を図る要請から変更されたものであり、国民経済計算の作成者である内閣府から意見を聴取する必要があるため、次回部会において、内閣府に意見聴取を行った上で、改めて判断することとされた。
- ( 3 ) 調査対象について、国及び地方公共団体の事業所を除外することは妥当であるとされ、調査対象名簿の作成方法については、商業登記簿情報等の行政記録情報が活用されており、これは基本計画の指摘等を踏まえて対応されており、妥当であるとされた。
- ( 4 ) 委員・専門委員からの主な意見は以下のとおり。

#### < 基本計画との関係について >

本調査の実施計画については、国民経済計算の精度維持という観点からの要請が大きく影響している。このため、本調査の審議に当たっては、内閣府から意見を聴く必要がある。

回収率向上の観点から、調査票の督促・回収については、平成 24 年夏頃まで行うということであるが、本来、平成 23 年暦年のデータが欲しいところ、夏までに回収することで、平成 23 年の年度データを提出する事業所が多くなる可能性がある。調査実施者は、回収されたデータの精度について、どのように考えているのか。

大企業が暦年データの提出が困難な理由としては、企業の立場として、四半期決算

を行ってはいても、完全にオーソライズされていないものを外部に出すのは抵抗があるのではないか。また、業種によっては、決算の際にまとめて売上げを計上するケースもある。

報告者に対しては、暦年データでの報告が原則であることを周知し、協力をお願いするようにしていただきたい。

<調査対象について>

本調査において国及び地方公共団体の事業所が除外されることに問題ない。むしろ、行政記録情報が活用されている具体的な例であり、好ましい。

労働保険情報等行政記録情報を活用することの利益は大きいですが、それにはデータの精査等の変な事務負担が必要となる。行政記録情報の活用にあたっては、長期的に手法を開発していかなければならない点を理解して取り組むことが必要である。本調査では、商業登記簿情報を活用することとされているが、登記されていない事業所の存在も考えると、郵政事業や情報通信事業の有する情報等の活用も考えることはできないか。

<その他>

本調査の調査票は、24種類と多く、一つ一つ確認しては時間が足りない。本部会において、どのように審議を進めていくのか示してほしい。

## 6 次回予定

平成22年11月8日(月)13時30分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

## 第 20 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 22 年 11 月 8 日 ( 月 ) 13:30 ~ 17:30
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
  - ・首藤部会長、廣松委員、西郷専門委員、菅専門委員、近藤専門委員、野辺地専門委員
  - ・審議協力者 ( 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府、日本銀行 )
  - ・調査実施者 ( 岩佐総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長、江刺平成 24 年経済センサス準備室長、佐々木平成 24 年経済センサス準備室統括統計官、今井経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室長、平野経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス産業統計室長 )
  - ・事務局 ( 杉山内閣府統計委員会担当室参事官、坂井総務省国際統計企画官ほか 3 名 )
- 4 議 題 経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について

### 5 概 要

- ( 1 ) 事務局から、前回部会の結果概要の説明が行われた。また、前回部会の質問に対し、調査実施者から補足説明が行われた。その後、平成 24 年経済センサス-活動調査 ( 以下「本調査」という。 ) の実施計画に対する論点についての審議が行われた。
- ( 2 ) 前回部会において審議された「基本計画との関係」について、内閣府から意見聴取を行ったところ、国民経済計算の確報推計データに用いられる本調査の製造業のデータの提供について、実施計画の対応で問題ないとの発言があり、本調査の実施計画は、基本計画における指摘を踏まえたものとなっており、妥当であるとされた。
- ( 3 ) 調査方法については、本調査は積雪・寒冷期に実施すること及び全産業分野の経理事項を把握することから、調査員及び地方公共団体の事務負担が過大となること、民間事業者の活用等により、調査員及び地方公共団体の事務負担の軽減が図られており、地方公共団体等の要望を踏まえた実施計画となっていることから、妥当であるとされた。
- ( 4 ) 調査事項については、母集団情報の整備及び産業構造の把握の観点から、全産業共通調査事項及び産業別調査事項は適切に設計されており、おおむね妥当であるとされた。

一方、企業の内部取引額について、事業所単位の売上高と企業単位の売上高が一致しない点については、内部取引額まで記入を求めることは報告者負担が過大となることから、今回把握しないことはやむを得ないが、調査票の記入の手引き及び結果表章において混乱を招かないよう注意が必要とされた。また、今後の課題として、本調査の実施後に事業所単位の売上高と企業単位の売上高の十分な検証を行う必要があると

された。

また、国民経済計算及び産業連関表との関係については、内閣府及び総務省から意見聴取を行ったところ、本調査の実施は、国民経済計算及び産業連関表の精度向上に寄与するとされたことから、妥当であるとされた。

(5) 委員・専門委員等からの主な意見は以下のとおり。

< 調査方法について >

今後、調査員調査自体の実施は益々難しいものになっていくことが予想される。このため、本調査において調査員数を減らし、民間事業者を活用することはやむを得ない。

調査員調査の実態をよく知るため、統計委員会の委員等も実査に同行する機会を作ることのしかるべき場で提案したい。

オンライン調査を直轄調査のみで実施することについては、報告者負担の軽減を図るとともに、調査員の事務負担の軽減を図る観点から妥当である。

直轄調査の企業に調査票を郵送する際に、適切な窓口に送付できなければ企業内でたらい回しにされてしまう可能性があるため、事前に宛先を確認の上送付した方がよい。

直轄調査の調査票を送付する封筒は、委託先の民間事業者の名前ではなく、国の名前で送付した方が、回答率が上がるだろう。

直轄調査については、調査票の回収、検査等を民間事業者に委託して実施するということであるが、調査実施者として民間事業者をどのように管理するのか確認したい。

民間事業者における調査票の回収率が目標の8割を達成するよう努力してもらいたい。また、調査実施における詳細な点についても地方の意見を反映してもらいたい。

(東京都)

民間事業者の目標回収率の設定については、地域ごとに行っていただき、地域によって調査票の回収率に偏りが出ないようにしていただきたい。(大阪府)

< 調査事項について >

記入する企業側としては、数字の集計、加工等の別途作業が必要となる調査事項では、回答するための負担が大きい。調査事項の簡素化のみならず、報告者の事務負担をできるだけ軽減するなど調査事項の設定について工夫を行う必要がある。

母集団情報の把握の項目として、自家用自動車の保有台数があるが、これまで行政記録でも把握することができなかったため、本調査の実施により、これが効率的に把握できることは非常に意味のあることである。

費用総額の内容について「売上原価+販売費及び一般管理費」となっているが、このような表記では、その内訳として示されている支払利息等の営業外費用の取扱いについて、報告者に迷いがでると思われるため、紛れがないよう記入の手引きなどで工夫が必要である。

福利厚生費について、退職金を含むとされているが、退職金には、退職給付引当金と実際の支払額の2つがあり、費用という面からは退職給付引当金が相当するので、定義を明確にする必要がある。

企業全体の売上高には企業の内部取引額は含まれないが、各事業所の売上高につい

ては、企業内取引額が含まれるということを明確に示す必要がある。

産業分類の改正が行われた際には、事業所単位で生産活動を捉えるのではなく、企業として生産活動を捉えるという考え方があったはずである。このため、今回はやむを得ないとしても将来的には、事業所の調査票から企業内取引額についても把握できるようにすることが必要である。

企業全体の売上高と企業の内部取引額を除いた各事業所の売上高の合計とが正確に一致することを報告者に求めることは、企業の内部取引額を正確に出すことが必要となり、かなりの報告者負担になると考えられる。

事業所における売上高の中で企業の内部取引額を把握することは、本調査は第1回目であり、報告者負担の面から今回は困難であるとしても、本調査の実施後に、結果について十分な検証を行い、検討してもらいたい。

調査票の種類は、より細かく分けるほど、それぞれの産業の特性をより細かく把握できるのかもしれないが、現時点でも24種類の調査票となっており、これ以上に調査票の種類を増やすことは今回は無理であろう。

産業連関表の推計については、本調査の実施により、同一時点ですべての産業についての国内生産額を把握することが可能となることから、精度向上が期待できるため、本調査は非常に画期的であると言える。また、各都道府県の生産額も把握することができるため、特に都道府県の産業連関表の精度が飛躍的に上がることが期待される。

経済センサス-活動調査においては、製造業のデータの提供によって23年確報推計は精度が確保できるであろう。また、これまで課題となっていたサービス業についても産業連関表の精度向上を通じてSNAの精度向上が見込まれる。経済センサス-活動調査のデータ提供の時期を踏まえ最大限SNAの推計に利用していきたい。(内閣府)

サービス業分野の従産業レベルのデータが得られることになれば、産業連関表の精度向上につながるであろう。また、産業連関表作成部局の要望を受け入れ、無形固定資産等が調査事項と設定されているので、今回の実施計画に対して特段の意見はない。(総務省)

## 6 次回予定

平成22年11月12日(金)10時00分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

## 第 21 回サービス統計・企業統計部会結果概要（未定稿）

- 1 日 時 平成 22 年 11 月 12 日（金）10:00～11:30
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
  - ・首藤部会長、廣松委員、佐々木委員、西郷専門委員、菅専門委員、近藤専門委員、野辺地専門委員
  - ・審議協力者（内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府、日本銀行）
  - ・調査実施者（岩佐総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長、江刺平成 24 年経済センサス準備室長、佐々木平成 24 年経済センサス準備室統括統計官、今井経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室長、平野経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス産業統計室長）
  - ・事務局（杉山内閣府統計委員会担当室参事官、坂井総務省国際統計企画官ほか 3 名）
- 4 議 題 経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について

### 5 概 要

- (1) 事務局から、前回部会の結果概要の説明が行われた。その後、前回部会の調査事項の審議の際に意見のあった企業の内部取引について、調査実施者から補足説明が行われ、改めて前回部会の審議内容について確認された。
- (2) その後、平成 24 年経済センサス-活動調査（以下「本調査」という。）の実施計画に対する論点の結果の公表等について審議を行い、集計事項については、本調査と既存統計調査との関係において、利用者の継続利用を確保できる設計となっており妥当とされた。なお、確報集計の公表時期については、今後明確な公表スケジュールを示すことが必要であるとされた。

また、国民経済計算確報推計に用いる製造業のデータ提供については、内閣府から意見聴取を行ったところ、実施計画の対応で問題ないとの発言があり、本調査の実施計画は、妥当であるとされた。
- (4) 他の基幹統計調査との重複について、本調査には商業統計調査、工業統計調査、特定サービス産業実態調査の結果の利活用の継続性等を確保できるものとされていることから、当該基幹統計調査の中止及び実施時期の変更は妥当であるとされた。
- (5) 経済構造統計の指定の変更について、総務省及び経済産業省の共同で実施される本調査を基幹統計調査とすることから、本調査から作成される経済構造統計の作成者を総務省及び経済産業省に変更することは、妥当であるとされた。
- (6) 委員・専門委員等からの主な意見は以下のとおり。
  - <企業の内部取引の取扱いについて>

企業の内部取引については、事業所が独立会計になっていなければ把握は難しい。

企業により会計処理がまちまちであり内部取引の処理も千差万別である。また、複数産業の企業では、産業間の流れもあり、内部取引は単純に把握できるものではない。企業の内部取引については、製造業に限定する必要はなく、サービス業等も含めて、本調査実施後の今後の課題として、企業の内部取引が把握できるか検討していただきたい。

< 結果の公表等について >

経済センサス-基礎調査の公表が予定より遅れている。本調査においては、計画どおりに公表できるよう努力してもらいたい。

本調査の公表結果を調査計画等に活用する予定の利用者がいるので、今後、確報集計の公表スケジュールを明確に示していただきたい。

< 他の基幹統計調査との重複について >

国民経済計算の作成者である内閣府には、基本計画の指摘にもあるように、国民経済計算の年次推計方法の確立のため、工業統計調査を用いない代替推計の検討を精力的に進めていただきたい。

商業統計調査は、実施時期が平成 26 年に変更されるということであるが、平成 26 年には経済センサス-基礎調査及び農林センサスといった大規模調査が実施されることとなっているため、地方公共団体の事務負担に配慮した調査内容等を検討していただきたい。(東京都)

平成 24 年 12 月に工業統計調査が実施される。調査内容についても、報告者の負担及び地方公共団体の事務負担に配慮したものを検討していただきたい。(大阪府)

平成 28 年経済センサス-活動調査が 7 月頃の実施になるとのことだが、企業物価指数の基準改定時期との問題があるので結果の利用時期について調整をお願いしたい。(日本銀行)

## 6 次回予定

平成 22 年 12 月 6 日(月)15 時 30 分から中央合同庁舎 4 号館 12 階共用第 1214 特別会議室において開催することとされた。

< 文責 総務省政策統括官付統計審査官付産業関連統計検討室、速報のため事後修正の可能性あり >